

議 長 日程第3「議案第40号松田町税条例の一部を改正する条例」について、  
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第40号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和  
2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、  
所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第40号松田町税条例の一部を改正する条例につきまして説明  
させていただきます。地方税法等の一部を改正する法律並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、地方税法等の一部を改正する法律の施行  
に伴いまして、条文の整備等を図るものでございます。

それではですね、議案の最終ページの参考資料3を御覧くださいませ。2の  
改正内容でございますが、大きく3つございまして、1つ目は個人町民税に関  
するもので、均等割非課税基準の見直しと、新型コロナウイルス感染症等に係  
る寄附金税額控除の特例でございます。1の均等割非課税基準の見直しは、国  
の所得税と同様にですね、個人町民税においても給与所得控除、公的年金控除  
10万円引下げ、基礎控除の10万円引上げなどの地方税法等の改正が行われたこ  
とに伴い、均等割の非課税基準を引き上げるものでございます。この改正に伴  
う給与所得者や年金受給者に対して、税額の影響はございません。

次に2番目の、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例につ  
いては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、イベント中止等をした主  
催者に対する入場料金等払戻し請求権の全部または一部の放棄をした場合、個  
人町民税においても寄附金税額控除の対象とするものでございます。対象とな  
るイベントは、記載のとおりでございます。

2つ目は、固定資産税に関するものでございます。現に所有しているもの、  
相続人等の申告制度と、地域決定型地方税制特例措置「わがまち特例」に関す  
るものでございます。①番の、現に所有している者（相続人等）の申告制度に

については、所有者不明の固定資産の課題に対応するためですね、固定資産の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者の申告について制度化したもので、正当な理由なく申告をしない場合は10万円以下の過料を設けるものでございます。

続きまして2番の、地域型決定地方税制特例措置の廃止及び見直し及び新設についての案ですが、特例割合等が見直されたことを受けて、町で定める特例割について一部改正するものでございます。

裏面をおめくりください。表でございます。上段の、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設につきましては、対象期間が終了したため廃止になります。次に中段の、5,000キロワット以上の水力発電の特例割合が、3分の2から4分の3に改正されたため変更するものでございます。一番下段の、生産性革命の実現に向け中小事業者が新規に設備投資をする一定の事業用家屋及び構築物は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、設備投資をする中小事業者を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋と構築物を新たに加え新設するものでございます。特例割合はゼロと定めるものでございます。

最後に3つ目がですね、地方税法等の改正に伴う上位法による条項ずれに伴う改正でございます。

それでは恐れ入りますが、議案の4枚目の参考資料1、新旧対照表にお戻りください。右が現行で、左が改正案でございます。左側、改正案のほうを御覧ください。1ページの第10条につきましては、個人均等割の非課税の規定で、個人町民税の均等割の非課税基準を10万円引き上げるもので、10万円を加算した金額を追加するものでございます。第20条の特定付帯設備の納税義務者と、第21条の2、法第349条の3第27項等の条例で定める割合は、これは地方税法の条ずれ、項ずれを整備したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。第26の3につきましては、現所有者の申告に関する規定を新設するものでございます。固定資産の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者の申告について定めたものでございます。中段の第37条第1項第2号につきましては、罰則に関する規定でございます。第26の3、現所有者の

申告を追加するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。3ページはですね、附則第13項の固定資産税の課税標準の特例、わがまち特例に関するものでございます。まず、右側の現行欄を御覧くださいませ。第2号の法附則第15条第2条第2号は、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設の対象期間が終了したため廃止となります。第7号の法附則第15条第33項第1項ハは、5,000キロ以上の水力発電の特例割合が見直されたことにより削るものでございます。

それではまた恐れ入ります、左側の改正案を御覧ください。繰り上がった改正後の第2号から第9号までは、地方税法附則第15号の項ずれ、号ずれによるものでございます。新設した第10号の法附則第15条第30項第2号ハは、5,000キロワット以上の水力発電設備に係る特例割合を改めて、4分の3に定めるものでございます。

1枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。繰り上がった改正後の第11号から第17号までは、地方税法附則第15条の項ずれによるものでございます。第19号の法附則第64条は、生産性革命の実現に向け中小事業者が新規に設備投資をする一定の事業用家屋及び構築物で、特例割合をゼロで新設するものでございます。最下段の附則第26項につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関する規定を新設するものでございます。

最後に恐れ入ります。議案本文の3ページを御覧ください。第1項施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。第1号の第10条の改定規定、附則第13項に第19号を加える改定規定、附則第26項の改定規定は、令和3年1月1日から施行するものでございます。第2項から第5項までは、固定資産税に関する経過措置といたしまして、それぞれ適用となる期日と、それ以前の取り扱いを定めております。

なお、参考資料2につきましては、条例改正に伴い申告書の様式を条例施行規則において定めておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 そうですね、ページで参考資料の3が一番分かりやすいと思います。その中でですね、何点か質問をしたいと思います。

まず、改正内容の(1)個人町民税のところ、改正案ということで、非課税基準の引上げ10万円がプラスされたということだと思います。これにつきましてですね、町のほうの税収への影響額はどの程度あるのか。

中段の(2)固定資産税、これもですね、相続が発生した際に、その所有者不明土地で、課税ができない状況が想定されると思います。その中で、こういったことで申告制度が創設されたことによって、その所有者、課税者が明確になるのではないかなというふうに、私は想像します。そこでですね、この条例、税条例の一部改正の中で、この固定資産税の部分の影響額がどのくらいですね、見込んでいるのかをお伺いをいたします。

3点目といたしましては、これは規則の中なんですけれども、参考資料2のですね、次のページに、別紙第23号様式があります。私もですね、いろんな形で、町役場のほうでいろんな申告をしたりですね、します。その中で、大分その中の表記が気になってる部分があります。今回この固定資産現所有者申告書という部分が設定されたのでですね、その中段にある固定資産課税台帳に登録されている云々の一番最後にですね、「申告いたします」というふうな書き方をされているんですけども、やはりちょっと住民目線から見ると、違和感があるのではないかなというふうに思います。そこは単純に「申告します」でいいのではないかなというふうに思います。その辺はですね、規則ですので、ここでどうしろということではありませんけれども、検討をしていただき、やはり住民目線の表記というものは必要ではないのかなというふうに思います。それ、以上3点についてですね、お伺いをいたします。

税 務 課 長 井上議員からただいま御質問いただきまして、まず1点目の参考資料のですね、均等割非課税基準の見直しに伴う税額の影響額ということなんです、こちらのほうについては税額の影響額はございません。10万円そのまま下がったものに対して上げるので、それに対しての税額の影響はございません。

2点目の固定資産税の所有者不明の関係なんです、原則は令和2年から、亡くなられた方を対象といたしますので、これも現時点では、その税額の影響

についてはございません。

それから3点目の様式の記載につきましてはですね、おっしゃるとおりなので、ちょっとこちらのほうにつきましてはちょっと表記のほうを、またちょっと再考させていただきたいと思います。以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかにもございますか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略でございます。討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を打ち切り採決を行います。議案第40号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。